

第26回広島大学経営協議会議事要録

日 時 平成22年6月8日(火) 13時25分～14時10分

場 所 広島大学学士会館(2階「レセプションホール」)

出席者 学外委員：有本，大歳，大南，小笠原，北島，郷，佃の各委員
学内委員：浅原，岡本，河本の各委員

列席者 上理事・副学長，山根理事・副学長，坂越副学長，佐藤副学長，西口監事，間田監事，坂下学長補佐，佐藤学長補佐，相田学長補佐，越智副理事，香川副理事，松浦副理事，渡部副理事，西谷副理事，土谷副理事，西田副理事，星野副理事，児島副理事，森副理事，山口副理事，高橋副理事，坂田副理事，三井副理事，竹内学長支援グループリーダー，西村法学部長，宜名眞経済学部長，吉栖医学部長，高田歯学部長，大塚薬学部長，檜原総合科学研究科長，山内文学研究科長，棚橋教育学研究科長，富岡社会科学研究科長，出口理学研究科長，高萩先端物質科学研究科長，川真田保健学研究科長，吉田工学研究科長，江坂生物圏科学研究科長，小林医歯薬学総合研究科長，池田国際協力研究科長，木下法務研究科長，神谷原爆放射線医科学研究所長，太田評価委員会委員長

※ 以下，発言内容は，○：学外委員，◇：学内委員を示す。

(開会)

浅原学長から，開会に当たり挨拶及び委員の紹介があった。

(議事の1)

- 平成21事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書等について
(浅原学長提案，説明，別紙1)

◇ 国立大学法人は，国立大学法人法施行規則第10条において「各事業年度の実績報告書」，同規則第11条において「中期目標期間の事業報告書」及び同規則第12条において「各中期目標期間の実績報告書」を作成することとされている。

本学においても，国立大学法人評価委員会の評価を受けるため，各組織において，年度計画及び中期目標期間の実施状況について点検・評価を実施し，その結果をもとに，各室で年度計画ごと及び中期目標ごとの実施状況の原案を作成し，本学評価委員会が全学的な観点から評価を行い，別紙のとおり「平成21事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書(案)」及び「中期目標の達成状況報告書(案)」を作成した。また，事業報告書については，各年度の財務諸表に添付するものとして作成している事業報告書をもとに「第1期中期目標期間事業報告書(案)」として取りまとめた。

なお，教育及び研究の状況については，教育研究評議会で審議の上，役員会の議を経て決定し，国立大学法人評価委員会に提出する。

さらに，本日提案の「実績報告書」，「事業報告書」，「達成状況報告書」，「同報告書(別添資料)」のほかに実績報告書抜粋版(大学の概要，全体的な状況，各項目ごとの特記事項等)，同報告書(資料編)，現況調査票(現況分析における顕著な変化についての説明書)及び「学部・研究科等の研究業績」を提出する。

以上のような提案・説明があり，審議の結果，原案のとおり承認し，役員会へ付議することとした。

(議事の2)

- 平成21年度決算について
(浅原学長提案，河本理事(財務・総務担当)説明，別紙2)

◇ 国立大学法人は，「各年度の財務諸表等(決算報告書)」を，国立大学法人法の規定に基づき文部科

学大臣に、計算証明規則等に基づき会計検査院長に提出することとなっているため、別紙のとおり「平成21年度決算報告書」を作成した。

平成21年度決算のポイントは2点あり、1点目は二度の政府補正予算計上に伴う建物設備等の整備による資産の増、併せて未払金（期末竣工）の増額が生じていること、2点目は第1期中期目標期間の最終年度の特別な会計処理として、退職給付費用等の運営費交付金未使用額を収益化（運営費交付金債務＝0）することにより、当期末処分利益（当期総利益）が増額していることである。

まず、「平成21年度貸借対照表」について、当期末処分利益は37.9億円（うち大学分27.3億円、病院分10.6億円）となっており、「資産の部」については、有価証券が、平成22年度に満期を迎える国債の固定資産から流動資産への振替に伴うものや自己収入の増収による余裕資金の増に伴う譲渡性預金運用額の増等の要因により増額となっている。また、「負債・純資産の部」については、運営費交付金債務が全額収益化によりゼロに、及び未払金が竣工払いの3月期の増により増額となっている。結果、資産合計、「負債・純資産合計」ともに2,025.1億円となっている。

次に、「平成21年度損益計算書」について、当期総利益は附属病院収益の増（前年比15.1億円）、運営費交付金未使用残額の収益化等の要因により、37.9億円（対前年度17.9億円増）となった。但し、この当期総利益の「利益処分」について、運営費交付金未使用残額24.0億円については国庫に返納予定である。また、現金の裏付けがあり事業の用に供することが可能な目的積立金相当額は3.5億円であり、文部科学大臣の承認を得て目的積立金として繰り越し、学生宿舎整備事業、病院レジデントハウス整備事業及び病院診療棟整備事業に充てる予定である。

さらに、「収入支出学内決算（案）」について、収入支出決算残額（大学分）は、学生宿舎整備経費、予備費として決算配分、収入支出決算残額（病院分）は病院へ決算配分、平成21年度に実施した部局間貸借は、平成22年度の予算編成方針に基づき各室・部局等へ過不足額の決算配分を行う予定である。

なお、「第1期中期目標期間における決算分析【財務指標による分析（他大学比較）】」について、学生の収容定員が1万人以上で学部数等が10学部以上の他の国立大学法人（旧帝国大学、筑波、千葉、新潟、神戸、岡山）と比較をした結果、若干外部資金については伸び悩んでいる感は窺えるが、病院については非常に高い収益性を保っており、その他の指標については、概ね遜色がないと言える。

引き続き、西口監事から、平成21事業年度に係る財務諸表、事業報告書及び決算報告書は、国立大学法人広島大学の業務運営の状況を適正に示している旨監査報告があった。

以上のような提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会へ付議することとした。

なお、次のような事項について質疑応答を行った。

- ・病院の経営努力について
- ・外部資金獲得のための大学内のシーズ開発について

（議事の3）

● 平成23年度概算要求事項について

（浅原学長提案、河本理事（財務・総務担当）説明、別紙3）

◇ 学内の要求事項の中から、学内におけるヒアリング（3月9日開催）の状況及び文部科学省との事前相談の状況等を踏まえ平成23年度概算要求事項案を作成した。

特別経費（プロジェクト分）に関しては、6項目に分類された中から最大4項目を選択して要求することとなっており、本学では第2期中期目標・中期計画との整合性を図りながら各プロジェクトを以下の4項目に分類し、要求を行っている。

- ・国際的に卓越した教育研究拠点機能の充実
- ・高度な専門職業人の養成や専門教育機能の充実
- ・大学の特性を生かした多様な学術研究機能の充実
- ・産学連携機能の充実

内容については、別紙平成23年度概算要求事項（案）中●を付した事項、組織整備計画に係るもの2件、特別経費に係るもの27件（プロジェクト分20件、全国共同利用・共同実施分2件、基盤的設備等整備分5件）及び施設整備補助金等に係るもの13件を文部科学省に概算要求する。

なお、文部科学省等との今後の調整において、教育関係共同利用拠点等新たな事項が加わる可能性もあるので、今後の対応については、学長に一任願いたい。

以上のような提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会へ付議することとした。

なお、次のような事項について質疑応答が行われた。

- ・第2期中期目標・中期計画における教育関係共同利用拠点について

(議事の4)

● 広島大学サステナブル・ディベロップメント実践研究センターの新設について

(浅原学長提案, 山根理事(研究担当)説明, 別紙4)

- ◇ 「中米・カリブ海諸国をフィールドとした持続可能な発展に関する研究」事業に対して、文部科学省特別経費が措置され、平成22年度から3年間、研究を実施することとなっている。本研究事業を推進するに当たり、持続可能な社会を構築するための諸課題を解決し、ドミニカ共和国等の中米カリブ海諸国を対象に相手国と協同(共同研究を含む。)し実践に移すシステムを構築するため、広島大学サステナブル・ディベロップメント実践研究センターを学内共同教育研究施設として設置したい。

設置期間は、本研究事業を実施する3年間の時限設置とする(評価により延長の有無を協議)。

センターの研究組織については、センター長の下に、「教育グループ」、「工学グループ」、「環境グループ」を設置し(ほかに2グループ(人文社会系・理系)を学内公募)、それぞれの研究テーマに基づき相手国(当初はドミニカ)と協同し、実践に移すシステムを構築していきたい。

以上のような提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会へ付議することとした。

(議事の5)

● 広島大学学則等の改正等について

(浅原学長提案, 山根理事(研究担当)説明, 別紙5)

- ◇ 議事4で承認された広島大学サステナブル・ディベロップメント実践研究センターの新設等に伴う所要の規定の整備を行うため、以下の規則の改正等を行いたい。

○一部改正する規則

- ・広島大学学則

○新規に制定する規則

- ・広島大学サステナブル・ディベロップメント実践研究センター規則

以上のような提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会へ付議することとした。

(議事の6)

● 平成22年6月期役員の期末手当の支給額について

(浅原学長提案・説明, 別紙)

- ◇ 役員の期末手当について、「学長及び監事(常勤に限る。)に支給する期末手当の支給額については、当該役員の業績を勘案し、経営協議会の議を経て、100分の10の範囲内で増額し、又は減額した額とすることができる」(役員報酬規則第7条)ことになっているが、平成22年6月期においては、特に増額又は減額を行わないこととしたい。

なお、この度は、常勤監事が不在のため、学長のみが対象となる。

以上のような提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

なお、次のような事項について質疑応答を行った。

- ・大学の目標等に関する数値化について

(報告の1)

● 経営協議会学外委員からの指摘事項への対応について

(浅原学長報告, 資料1)

◇ 広島大学経営協議会(第11回~第25回)において学外委員から指摘のあった事項に対する本学の対応状況について, 資料により報告があった。

(特に質疑応答なし)

以 上